

# 平成 25 年度税財政等に関する提案 (説明資料)

平成 24 年 10 月  
全国知事会

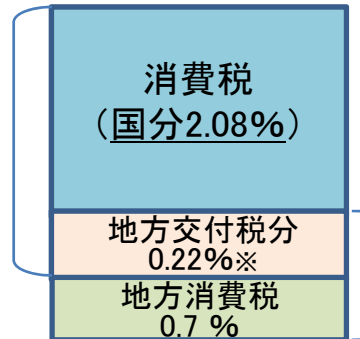
# 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

○消費税	6.3%	
└国分	4.90%	](地方分3.10%)
└交付税分	1.40%	
○地方消費税	1.7%	

○消費税	7.8%	
└国分	6.28%	](地方分3.72%)
└交付税分	1.52%	
○地方消費税	2.2%	

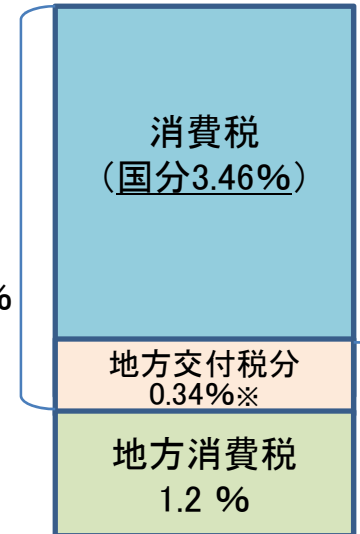
引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

消費税  
2.3%



地方分  
0.92%

消費税  
3.8%

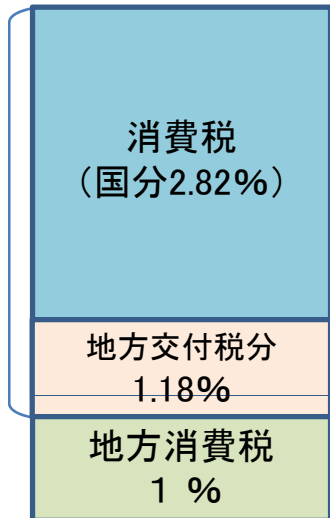


※平成27年度は0.29%

地方分  
1.54%

現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)

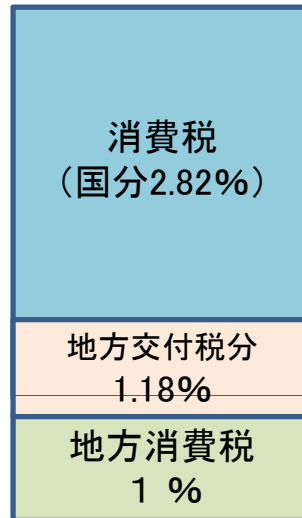
消費税  
4%



地方分  
2.18%

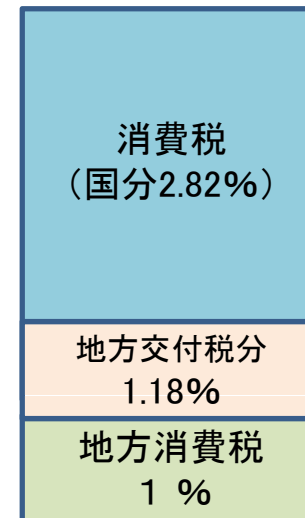
現行

消費税 (国分2.82%)



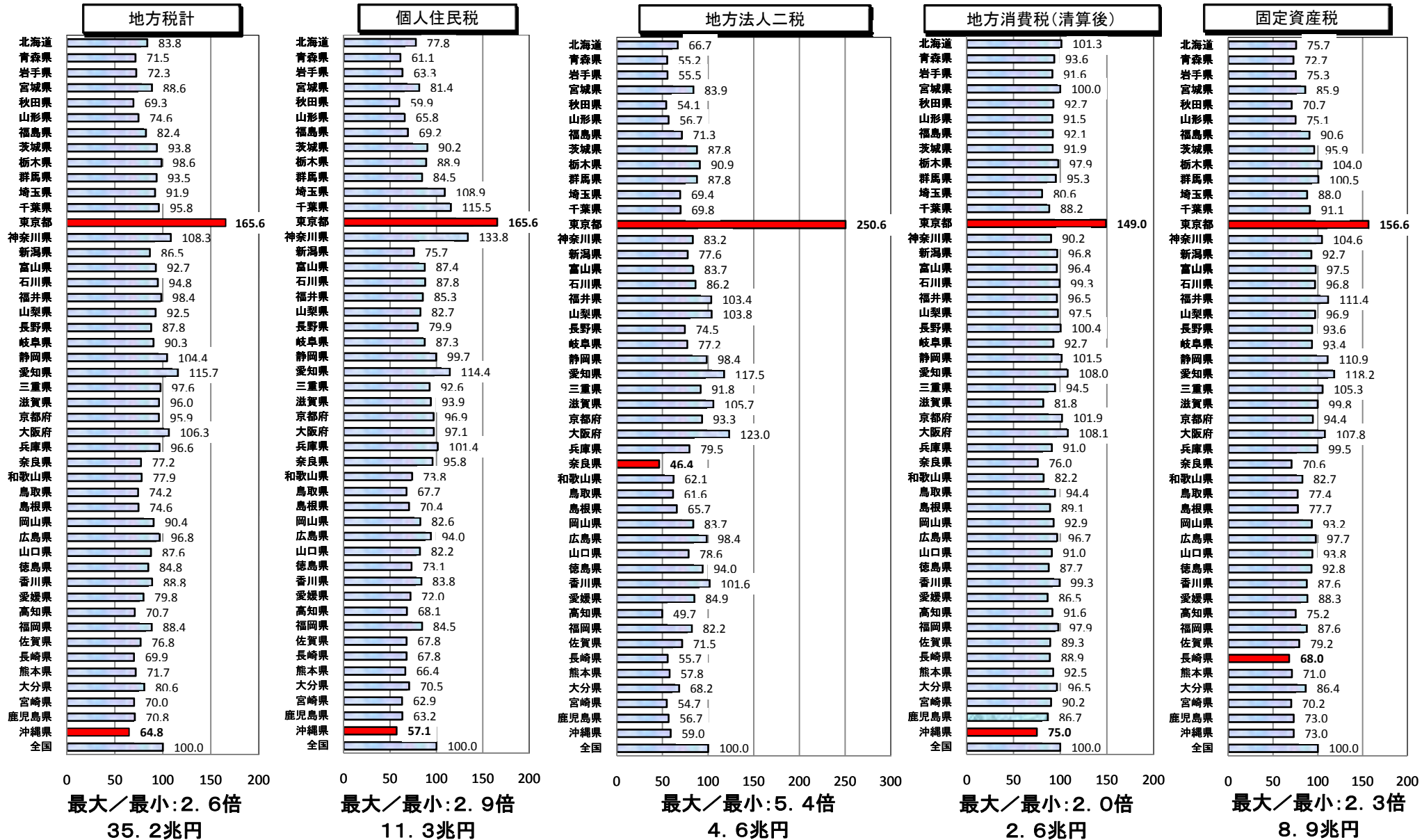
消費税率(国・地方)8%時(平成26年4月~)

消費税 (国分2.82%)



消費税率(国・地方)10%時(平成27年10月~)

# 人口一人当たりの税収額の指数(平成22年度決算額)



※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

# 地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

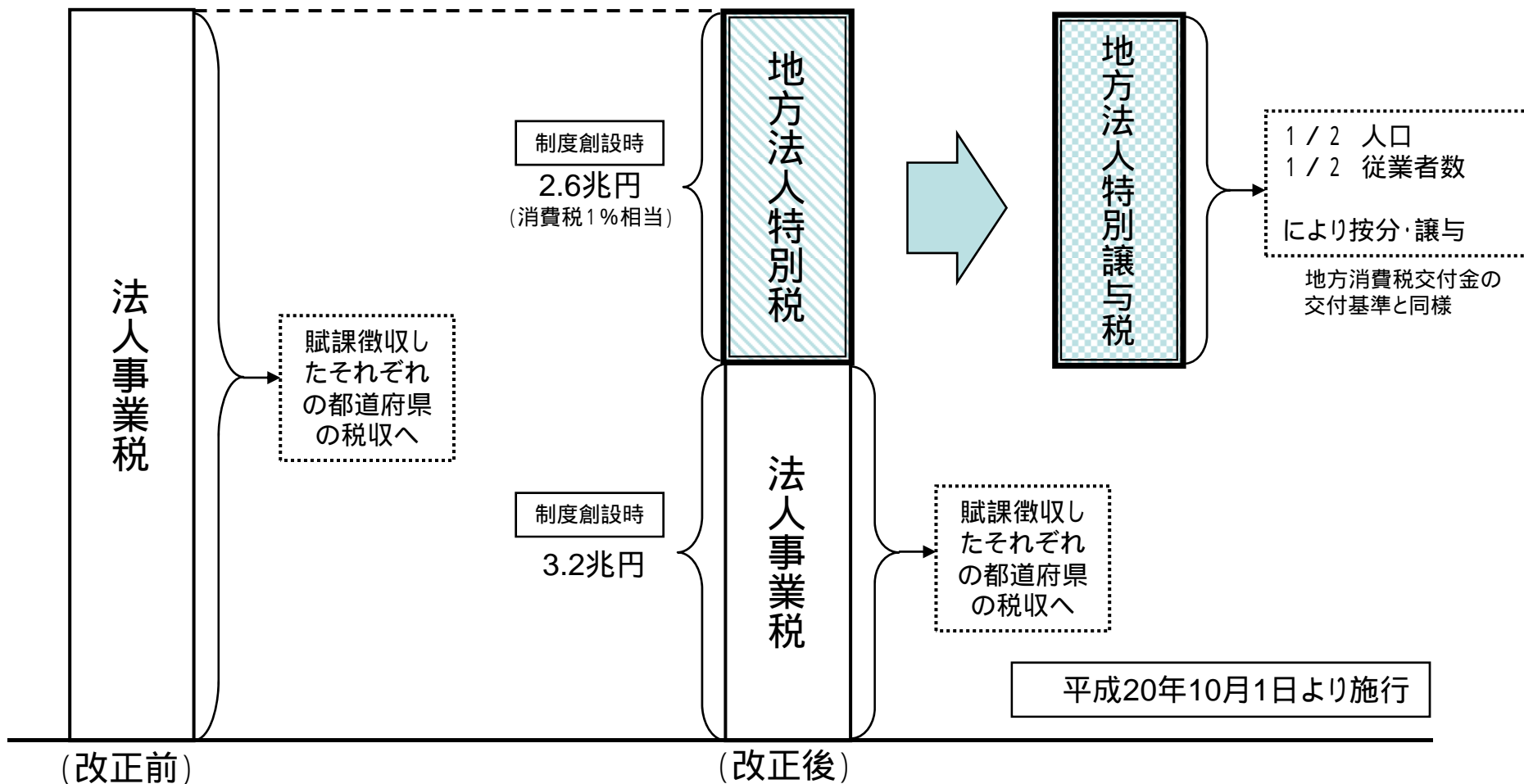
富山県資料

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	地方消費税増加額(1.2%分) <u>2,100億円</u> 地方消費税引上げ時点(平成26年度)で 臨時財政対策債は発行していない。	歳入(A)	地方消費税増加額(1.2%分) 1兆3,100億円 臨時財政対策債の減少 5,300億円 + = <u>7,800億円</u>
歳出(B)	社会保障関係費の増加額 <u>900億円</u>	歳出(B)	社会保障関係費の増加額 <u>7,800億円</u>
(A) - (B) = 1,200億円		(A) - (B) = 0	

上記の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あんと分した。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）



< 平成23年度地方法人特別譲与税による影響額実績 >

	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
不交付団体	3,502億円	1,992億円	1,510億円
交付団体	11,925億円	13,435億円	1,510億円

## 地方税の偏在是正に向けた検討について

### 【「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(概要)】(抜粋)

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について(第7条関係)

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

### 全国知事会 (H24.7.20) 提言(抜粋)

#### 税制抜本改革の推進

#### 1 社会保障と税の一体改革

#### (6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、消費税と地方法人課税の税源交換、「地方共有税」の創設、地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

## 全国知事会に「地方税財政制度研究会」を設置

#### 設置目的

これからの地方税の充実を基本とする地方税財源の拡充を見据えつつ、地方税制における税源偏在の是正方策について幅広く検討する。

#### 検討スケジュール

- ・平成24年度 法制上の課題を中心に検討(中間報告)
- ・平成25年度 報告とりまとめ

#### 研究会構成委員

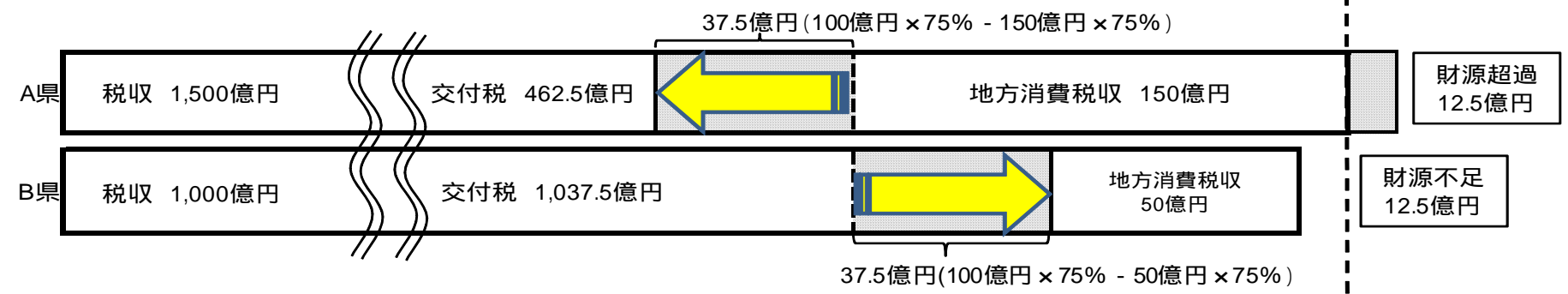
- 座長: 植田 和弘 (京都大学教授)  
井手 英策 (慶応義塾大学准教授)  
関口 智 (立教大学准教授)  
半谷 俊彦 (和光大学教授)  
渊 圭吾 (学習院大学教授)

## 地方消費税増加額の基準財政収入額への算入率について

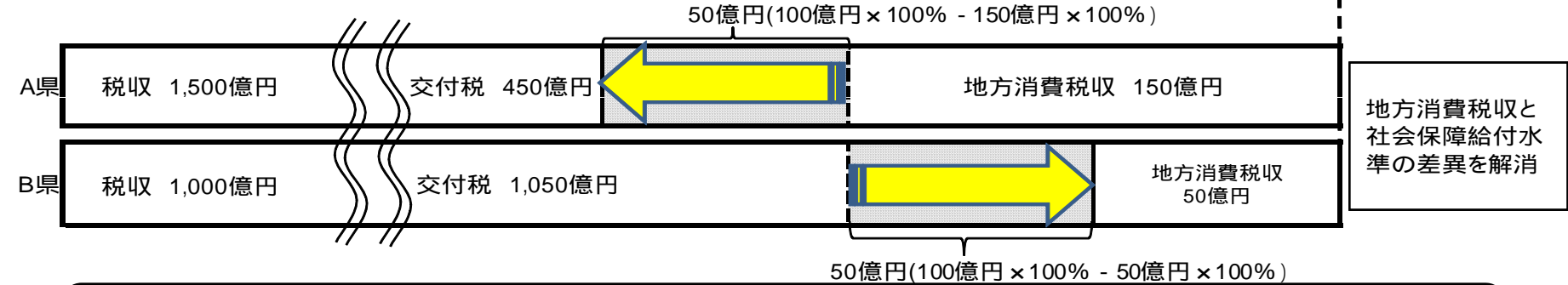
A県	B県
従来分 【歳出】2,000億円 【歳入】地方税1,500億円、地方交付税500億円	従来分 【歳出】2,000億円 【歳入】地方税1,000億円、地方交付税1,000億円
社会保障と税の一体改革 【社会保障歳出】+100億円 【地方消費税収】+150億円	社会保障と税の一体改革 【社会保障歳出】+100億円 【地方消費税収】+50億円



### 基準財政収入額の算入率が75%の場合



### 基準財政収入額の算入率が100%の場合



**基準財政収入額算入率を100%（現行：75%）に引き上げることによって、  
 全ての地方公共団体の社会保障財源を確保**

## 引上げ後の地方消費税の清算方法について

	区 分	使 途	交付基準又は清算基準							
市 町 村	地方消費税交付金	現行分(1%分) 一 般 財 源	<table border="1"> <tr> <td>人 口</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>従 業 員 数</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table>	人 口	1 / 2	従 業 員 数	1 / 2			
	人 口	1 / 2								
従 業 員 数	1 / 2									
都道府県税込(清算後)の 1 / 2を交付	引上げ分(1.2%分) <b>社会保障財源</b>	人 口 【社会保障財源化に伴い全額人口で按分】								
都 道 府 県	地方消費税	現行分(1%分) 一 般 財 源	消費に相当する額 <table border="1"> <tr> <td>小売年間販売額</td> <td rowspan="2">6 / 8</td> </tr> <tr> <td>サービス業対個人事業収入額</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td>1 / 8</td> </tr> <tr> <td>従 業 員 数</td> <td>1 / 8</td> </tr> </table>	小売年間販売額	6 / 8	サービス業対個人事業収入額	人 口	1 / 8	従 業 員 数	1 / 8
	小売年間販売額	6 / 8								
サービス業対個人事業収入額										
人 口	1 / 8									
従 業 員 数	1 / 8									
「消費に相当する額」により 都道府県間で清算	引上げ分(1.2%分) <b>社会保障財源</b>									

社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、「消費に相当する額」の算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべき。



## 地方消費税の清算について

地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させる仕組み。

清算は、財政調整や偏在是正のために行われるものではない。

地方消費税の清算基準に関する研究会報告書(抜粋) H20.4 (財)地方自治情報センター

### 『最終消費』代替指標としての人口

- ・ 清算基準の基礎となる『最終消費』の算出に際し、統計で把握できるものは統計を用いることを原則としつつ、正確に都道府県ごとの『最終消費』が把握できないものについては、ドイツで採られているように消費代替指標として『人口』を用いることも理論的には十分合理的な考え方である。

### 供給サイドの統計の利用

- ・ 現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費の額を把握する需要サイドの数値との間にはズレがある。
- ・ このズレは正確に補正することができないことから、清算基準に反映させるためには...(次の)方向性が考えられる。

正確なズレは統計で把握できないことを踏まえ、『居住地』における消費を代替する指標として人口が考えられることから、統計でカバーする範囲を狭め、人口で清算する範囲を広げることにより対応するという考え方

# 地球温暖化対策のための税

現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ

税込:2,623億円  
(平年度)

〔石炭〕

〔天然ガス、石油ガス等〕

〔原油及び石油製品〕

石油石炭税(国税)

**地球温暖化対策のための税**  
(H24.10.1施行。税率は段階的に引上げ)

平成23年11月9日政府税調提言内容

**地球温暖化対策に関する  
地方の役割等を踏まえて、  
一定割合を地方税源化すべき**

## 平成24年度税制改正大綱(抜粋)

第2章 5. 環境関連税制 (2) エネルギー課税  
地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO2排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 7. 検討事項 (国税・地方税共通)

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

## 消費税法改正法(概要)(抜粋)

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について(第7条関係)

- 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

(現行) 軽油引取税 【本則税率】	(現行) 揮発油税 【本則税率】	(現行) 地方揮発油税 【本則税率】
(現行) 軽油引取税 【当分の間税率】	(現行) 揮発油税 【雪分の間税率】	(現行) 地方揮発油税 【雪分の間税率】

軽油引取税  
(地方税)

揮発油税  
(国税)

地方揮発油税  
(国税)

平成22年10月28日政府税調提出資料

## 地球温暖化対策について

## 地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

CO <sub>2</sub> 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

総務省が予算額を調査し作成したもの。

## 国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆1,284億円**

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

## 環境自動車税(仮称)の創設

### 【これまでの経緯】

- H21年11月 原口総務大臣(当時)が環境自動車税の創設を提唱
- H22年 3月 総務省に「自動車関係税制に関する研究会」(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)を設置
- H22年 9月 「自動車関係税制に関する研究会報告書」公表
- H22年11月 片山総務大臣(当時)が「環境自動車税(仮称)に係る基本的な考え方」を税制調査会に提案

### 自動車税(地方税)

排気量等に応じた課税

毎年度徴収

平成24年度税込

地方 1.6兆円

### 自動車重量税(国税)

車両重量に応じた課税

車検時徴収(2~3年ごと)

平成24年度税込

{ 国 0.4兆円  
地方 0.3兆円  
(自動車重量譲与税)

現行の自動車税と自動車重量税を一本化

~グリーン化・簡素化~

環境自動車税(仮称)  
(新しい地方税)

# 自動車取得税の堅持

自動車取得税は、

- 自動車による交通事故や騒音、CO2の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるもの
- 偏在性が少なく、自動車取得税交付金が交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきである。

## 自動車取得税交付金

〈総額の決定方法〉

- $税額 \times 95/100 \times 7/10$   
+ 政令指定都市の割増交付分

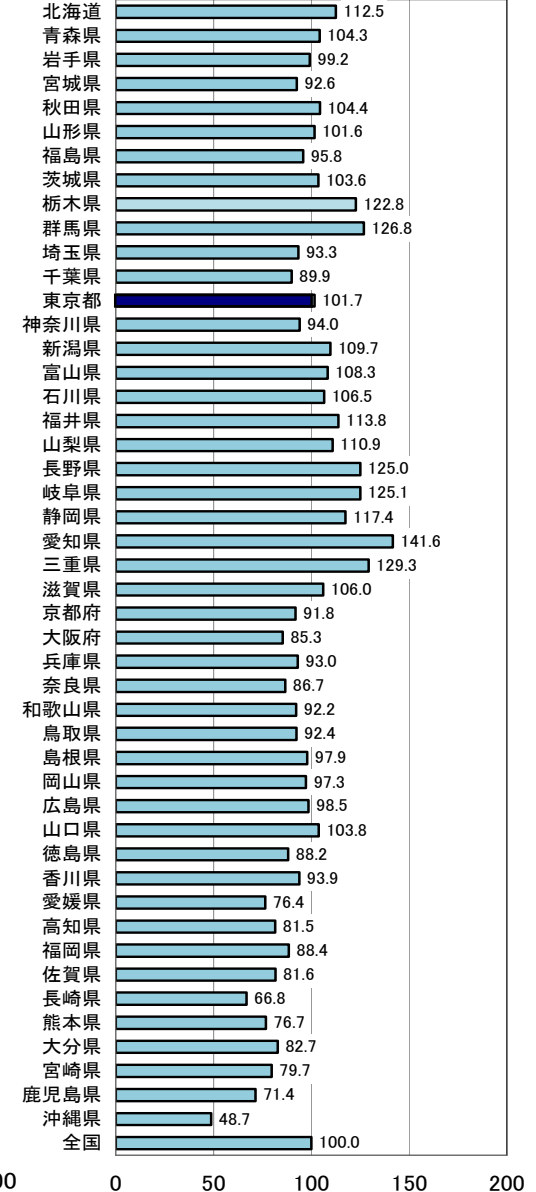
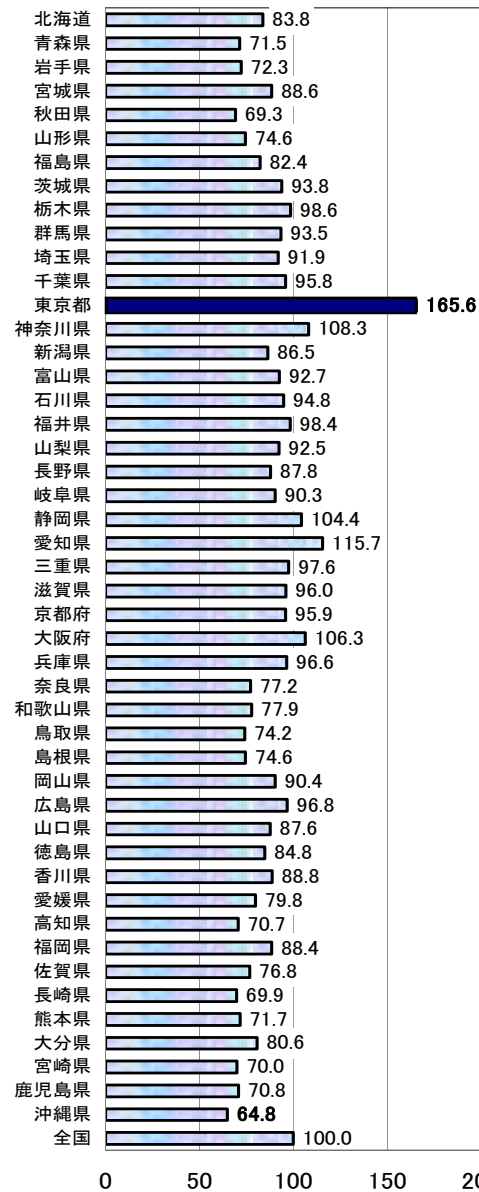
【交付基準】

- 都道府県に納付された税額の約7割を市町村が管理する道路の延長(1/2)及び面積(1/2)にあん分して交付。
- 政令指定都市へは、さらに政令指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積に応じて割増交付。(横浜市の例 H22:44億円)

地方税計

(平成22年度)

自動車取得税



## 燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)

(前提) 2,000CCクラスの自家用車について税抜き車体価格を同一とした場合の仮試算

【国際比較(年間税負担額)】(財務省試算)

(単位:万円、%)

	年間税負担額	燃料課税		車体課税	
			割合		割合
フィンランド	36.6	9.8	26.8%	26.8	73.2%
イギリス	19.5	9.9	50.8%	9.6	49.2%
フランス	19.3	9.2	47.7%	10.1	52.3%
ドイツ	19.0	9.8	51.6%	9.2	48.4%
<b>日本</b>	<b>15.7</b>	<b>6.2</b>	<b>39.5%</b>	<b>9.5</b>	<b>60.5%</b>
アメリカ	5.5	0.9	16.4%	4.6	83.6%

※税率は平成22年12月現在

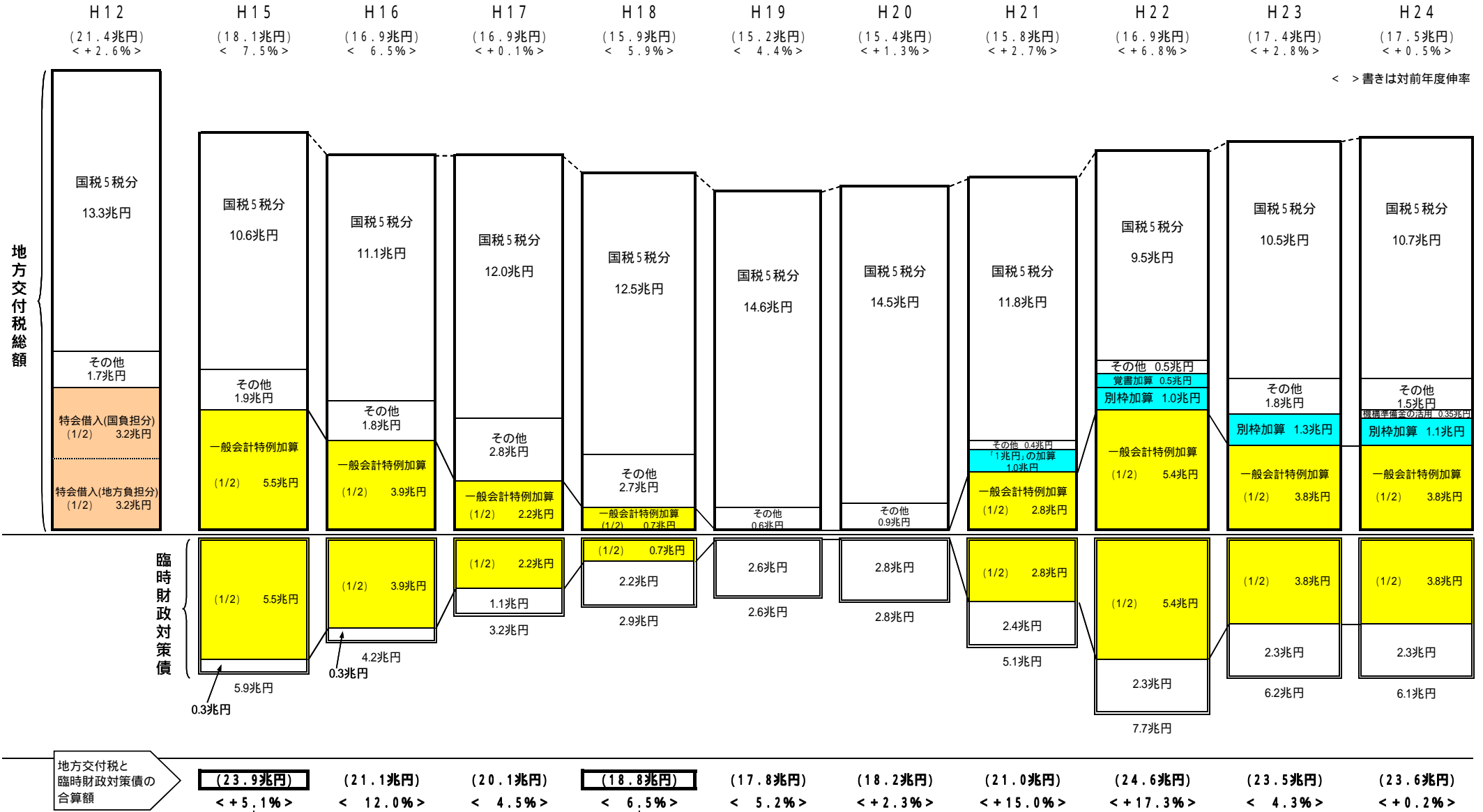
※車体課税の額は、自動車税、自動車取得税及び自動車重量税に付加価値税を加えた額。

※車両重量1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格(税抜本体価格)2,430千円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。

ただし、取得時に課税されるものは、耐用年数を6年と仮定して取得時の税額の6分の1を1年分の税負担として計算。

- EU27か国中、フランスをはじめ、19か国で付加価値税に加え、自動車の取得・登録に係る税を併課
- 自動車の走行段階でかかる燃料課税を合わせると、むしろ低い水準にある
- 車体課税についても、消費税(付加価値税)も含めた場合、欧州各国と比べて必ずしも高い水準とはいえない

# 地方交付税等総額(当初)の推移



三位一体改革による  
地方交付税の削減 5.1兆円

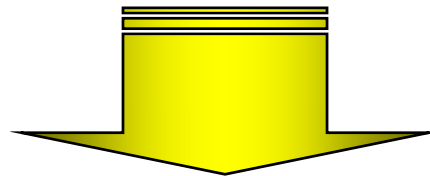
< > 書きは対前年度伸率

## 国と地方の協議の場における意見の反映

### 国と地方の協議の場に関する法律(抜粋)

第三条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 一 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの



平成25年度の地方財政対策や税制改正等について、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべき